

## **【事案Ⅲ－４】自然災害共済金請求**

・ 平成 29 年 3 月 31 日 裁定終了

### **＜事案の概要＞**

自然災害共済の契約者である申立人が、所有する建物における水濡れ事故にかかる共済金及び臨時費用共済金の支払いを求めたのに対して、被申立人は一部の共済金しか支払わなかったため、残額の支払を求めて申立てがあったもの。

### **＜申立人の主張＞**

被申立人は、支払われるべき共済金額から既払い共済金額を差し引いた金額を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件事故において発生した損害は、A建設の提出した修繕工事見積書の範囲に及ぶものであり、被申立人の依頼した鑑定会社による鑑定査定書に基づいて支払われた共済金は損害の一部にすぎず、被申立人は、不足する共済金を支払うべきである。

### **＜共済団体の主張＞**

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 本件事故によって発生した損害に係る共済金は、平成 28 年 5 月に実施した B による鑑定査定に基づいてすでに支払済みであり、他に本件共済契約に基づいて支払うべき債務を負っていない。

### **＜裁定の概要＞**

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 被申立人は、本件事故が本件契約に基づく火災等共済金の支払事由に該当することを認めて、すでに火災等共済金を支払っており、本件事故を本件契約による火災等共済金の支払対象とすることについては、当事者間において争いがない。
- (2) 問題は、本件事故によって発生した損害の範囲がどこまで及ぶのかとなるが、この点について申立人は、A建設による「修繕工事見積書」に記載された見積額をもって本件事故により発生した損害であると主張する。これに対して、被申立人は、本件事故について申立人から被申立人に連絡した日から 2 年 8 か月余り後である平成 28 年 5 月時点で確認した B による「損害鑑定査定書」に基づいて、本件事故による損害範囲を確認している。
- (3) B は、上記「損害鑑定査定書」を作成するに当たっては、現場実測図面及び現場写真を用いて、損害の範囲や対象物件の認識に誤りのないことを期していることが

認められ、相応の適切な手続を経て行われたものと評価することができる。さらに、本件事故後、申立人において漏水箇所の修理以外の修繕を行っていないことから、本件事故による客観的な損害範囲について、被申立人がB作成の「損害範囲査定書」に依拠して行った確認は妥当なものであると認められる。

- (4) 申立人の主張は、本件事故による客観的な損害範囲自体がさらに広く及ぶとするものであるが、その根拠とするところが、A建設による「修繕工事見積書」であり、これは、若干の対象物件の写真が添付されているとはいえ、あくまでも見積書の域を出ないものである。
- (5) したがって、上記「修繕工事見積書」は、申立人の主張を根拠づけるものとしては到底十分とはいえないというべきであり、客観的な損害範囲については、被申立人の主張する範囲を超えると申立人の主張は根拠がないといわざるを得ない。
- (6) 一般に、見積書なるものが必ずしもその記載に客観的な根拠を伴うものとは認められず、他方で被申立人の根拠とする「国交省算定基準」は、公共工事の予定価格算定のために公共工事に係る労務単価などの取引実態を調査して定められたものであり、また、「経済調査会積算資料」は、「物価及び労働問題の実態を実証的調査究明する事業」を行う一般財団法人経済調査会（公知の事実）による実態調査に基づいて公表されているものであって、いずれも建築工事に係る算定基準として客観的なものと認めることができる。
- (7) 以上のことから、共済金の算定に当たって、申立人の主張する算定額が被申立人の主張する算定額よりも客観的な基準としての根拠を有すると認めることはできず、共済金の支払額の算定に関する申立人の主張には理由がないものといわざるを得ない。